

○放置違反金納付命令に係る車両の使用制限に関する事務処理規程

平成18年5月18日

鳥取県公安委員会規程第10号

放置違反金納付命令に係る車両の使用制限に関する事務処理規程を次のように定める。

鳥取県公安委員会委員長 倉都祥行

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 事務処理要領（第6条・第7条）
- 第3章 聴聞手続（第8条—第14条）
- 第4章 処分執行手続等（第15条—第19条）
- 第5章 雑則（第20条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第75条の2第2項及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第26条の8の規定に基づく使用制限に関する事務手続きについての処理要領を定め、その適正かつ効果的な処理を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、使用制限とは、法第75条の2第2項の規定に基づき、公安委員会が車両の使用者に対して、当該車両を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずる処分をいう。

（適正な事務処理）

第3条 使用制限に関する事務処理に当たっては、警察本部及び警察署における事務処理体制を整備するとともに、関係記録の作成及び保管、整理方法その他関係事務の全般にわたって創意工夫を凝らし、その適正かつ能率的な事務処理に努めるものとする。

（処分の迅速処理）

第4条 使用制限は、道路交通上の危険を排除するとともに、将来における道路交通の危険の防止を図ることを目的として行うものであるから、処分事由が生じたときは速やかに処分を行うものとする。

（都道府県警察相互間の連絡、協力）

第5条 処分事案の移送及び使用制限の執行依頼等に関する事務は、関係都道府県相互の緊密な連絡と協力のもとに行うものとする。

第2章 事務処理要領

(聴聞の上申)

第6条 警察本部長（以下「本部長」という。）は、使用制限を行うべき事案を認知した場合は、車両使用制限事案聴聞上申書（様式第1号）により、公安委員会に聴聞の上申をするものとする。

(監督行政庁に対する意見聴取及び処分結果通知)

第7条 法第75条の2第3項において準用する法第75条第3項の規定による監督行政庁の意見聴取は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

(1) 意見聴取先

当該事業者等の車両の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長を經由して地方運輸局長から行うものとする。

(2) 意見聴取の時期

使用制限に係る処分量定等に基づき、当該自動車運送事業者等に係る処分期間を算定した時点において行うものとする。

(3) 意見聴取の方法

車両の使用制限に関する意見照会書（様式第2号）を送付することにより行うものとする。

(4) 意見聴取に基づく処置

監督行政庁から意見があった場合には、使用制限命令を発動する上での参考とし、意見聴取に基づいて処分量定期間又は処分実施時期の変更を行う場合には、当該処分事案の内容、被処分者の危険性、公共性の確保等について慎重に検討の上、社会的に相当と認められる範囲内で行い、同一条件にある者について不公平な取扱いとならないよう配慮するものとする。

(5) 処分結果の通知

意見聴取した事案について処分を行った場合は、処分結果通知書（様式第3号）を当該監督行政庁に通知するものとする。

第3章 聴聞手続

(聴聞の通知)

第8条 処分基準に該当する車両の使用者（以下「被聴聞者」という。）に対する通知は、

聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞等規則」という。）第8条に定めるところにより行うものとする。

（聴聞の公示及び告示）

第9条 聴聞を行う場合は、様式第4号によりインターネットを利用する方法又は公安委員会の掲示板に掲示して公示するものとする。

2 被聴聞者の所在が判明しない場合においては、様式第5号を公安委員会の掲示板に掲示することによって前条の通知を行うものとする。

（聴聞の出席者）

第10条 聴聞は、次の各号に掲げる者の出席を求めて行うものとする。

- (1) 被聴聞者又はその代理人
- (2) 公安委員会が必要と認める参考人
- (3) 当該処分事案に関する事務を取り扱う警察官

（聴聞事項）

第11条 聴聞は、公開による口頭審問の方法により、次の各号について行うものとする。

- (1) 処分事由
- (2) 処分事由の原因となった動機及びその情状
- (3) その他処分決定上の参考事項

2 公安委員会は、被聴聞者又はその代理人から意見の陳述若しくは証拠の提出の申請があった場合は、これを受理することができるものとする。

（被聴聞者等が出席しない場合等の措置）

第12条 公安委員会は、被聴聞者又はその代理人が正当な理由なく聴聞期日に出席しなかったときは、聴聞を行ったものとして処分を行うことができるものとする。

（聴聞記録の作成）

第13条 公安委員会は、聴聞を行った場合には、聴聞等規則第17条に定める聴聞調書を作成しておくものとする。

（処分事案の移送）

第14条 公安委員会は、処分決定前に当該処分車両の使用の本拠の位置が他の都道府県に移転された場合は、車両使用制限事案移送通知書（様式第6号）に関係書類を添付して当該都道府県公安委員会に事案を移送するものとする。

2 公安委員会は、前項の移送を他の都道府県公安委員会から受けた場合は、当該都道府県公安委員会で聴聞が行われていた場合であっても、改めて聴聞を実施した後に処分を決定

するものとする。

第4章 処分執行手続等

(処分の執行)

第15条 公安委員会は、使用制限を決定したときは、車両の使用制限書（様式第7号。以下「使用制限書」という。）を当該使用制限に係る車両の使用者（以下「使用者」という。）に交付するものとする。

2 公安委員会は、他の都道府県公安委員会から使用制限の執行の依頼を受けたときは、当該都道府県公安委員会から送付された使用制限書及び標章を使用し、前項に準じて使用制限を執行するものとする。

3 前2項に規定する使用制限の執行は、本部長が行うものとする。

(処分執行結果の報告)

第16条 本部長は、前条第3項の規定により処分を執行したときは、車両使用制限執行報告書（様式第8号）により、使用制限の執行が不能であったときは、車両使用制限執行不能報告書（様式第9号）に使用制限書及び標章を添付して公安委員会に報告するものとする。

(他の都道府県公安委員会に対する処分執行の通知)

第17条 公安委員会は、他の都道府県公安委員会から依頼された使用制限を執行したときは、車両使用制限処分執行結果通知書（様式第10号。以下「通知書」という。）により当該都道府県公安委員会に通知するものとする。

2 公安委員会は、前項の使用制限の執行が不能であったときは、通知書に当該都道府県公安委員会から送付された使用制限書、標章、その他の書類を添付して当該都道府県公安委員会に返送するものとする。

(他の都道府県公安委員会に対する処分執行の依頼)

第18条 公安委員会は、使用制限を決定した後において、当該使用制限をしようとする車両の使用の本拠地が他の都道府県公安委員会の管轄区域内に変更された場合は、車両使用制限処分執行依頼書（様式第11号）に使用制限書、標章その他関係書類を添付して、当該他府県公安委員会に使用制限の執行を依頼するものとする。

(標章の除去)

第19条 本部長は、法第75条の2第3項において準用する法第75条第10項の規定による標章の除去の申請（以下「申請」という。）に係る措置を決定したときは、車両使用制限標章除去申請に係る決定通知書（様式第12号）により当該申請をした者に通知するものと

する。

第5章 雑則

(その他)

第20条 この規程の実施に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年6月1日から実施する。

附 則（平成20年10月2日公安委員会規程第5号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日公安委員会規程第3号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月25日公安委員会規程第2号）

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和7年4月17日公安委員会規程第2号）

この規程は、令和7年4月17日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

鳥交指発第 号
年 月 日

鳥取県公安委員会 殿

鳥 取 県 警 察 本 部 長

車両使用制限事案聴聞上申書

みだしのことについて審査した結果、車両使用制限事案に該当するので下記により聴聞の開催について上申します。

記

使用者の住所及び氏名(法人にあつては、その名称及び代表者)	
被 聴 聞 者 の住所及び氏名	
処 分 理 由	
処分対象車両及び処分量定	
処分量定の方法	別に定めるとおり
そ の 他	関係書類は別添のとおり

様式第2号（第7条第3号関係）

車両の使用制限命令に関する意見照会書

鳥公委発第 号
年 月 日

運輸局長 様

鳥取県公安委員会 印

次のとおり、道路交通法第75条の2第2項の規定に基づき、車両の使用制限命令を行う予定であるので、意見があれば、年 月 日までに、文書をもって回答願います。

なお、期日までに回答がない場合には、意見がないものとして取り扱います。

記

1 対象者

事業所名

所在地

代表者氏名

2 処分理由等

別紙のとおり

取扱者の氏名及び電話番号

別紙

処分の理由	
処分の年月日（予定）	年 月 日
処分の期間（予定）	日 間
処分に係る車両の登録（車両）番号	
その他参考事項	

備考 「その他参考事項」の欄には、放置違反金納付命令の回数、当該事業所に係る使用制限歴等を支障のない範囲で記載すること。

様式第3号（第7条第4号関係）

鳥公委発第 号
年 月 日

運輸局長 様

鳥取県公安委員会 函

処分結果通知書

車両の使用制限の処分結果は、次のとおりですので通知します。

被処分者	事業所名	
	所在地	
	代表者氏名	
	登録(車両)番号	
処分執行年月日	年 月 日	
処分の期間	日間	
処分執行警察署	鳥取県	警察署
その他参考事項		
	整理番号	

様式第4号（第9条第1項関係）

鳥取県公安委員会告示第 号

道路交通法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令について、同条第3項において準用する同法第75条第4項の規定に基づく公開による聴聞を次により行う。

年 月 日

鳥 取 県 公 安 委 員 会 印

記

- 1 聴聞の期日 年 月 日 時 分開始
- 2 聴聞の場所

様式第5号（第9条第2項関係）

鳥取県公安委員会告示第 号

道路交通法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令について、同条第3項において準用する同法第75条第4項の規定に基づく公開による聴聞を次のとおり行う。当事者の所在が不明のため行政手続法第15条第3項の規定により当事者に対する通知は、この告示をもって代える。

年 月 日

鳥 取 県 公 安 委 員 会 印

記

- 1 聴聞の期日 年 月 日 時 分開始
- 2 聴聞の場所
- 3 当事者 住所

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

4 その他

聴聞に関する事項を記載した書面は、当事者から請求があればいつでもこれを交付する。

聴聞に関する事務を所掌する組織の所在地及び名称

〒680-8520 鳥取県鳥取市東町一丁目271
鳥取県警察本部交通部交通指導課
電話（0857）23-0110

様式第6号（第14条第1項関係）

鳥公委発第 号
年 月 日

公安委員会 殿

鳥取県公安委員会 函

車両使用制限事案移送通知書

次の者は、貴公安委員会の管轄区域内に車両の使用の本拠を有する者ですが、当公安委員会において自動車の使用制限の対象となると認められる事由を発見したので、当該事由に係る関係書類を添付して通知します。

添付書類	
------	--

様式第7号（第15条第1項関係）

交付年月日	・ ・
交付番号	
車 両 の 使 用 制 限 書	
鳥取県公安委員会 印	
命 令 の 年 月 日	年 月 日
使用者の住所及び氏名（法人 にあっては、その名称及び代 表者の氏名）	
使 用 の 本 拠 の 位 置	
登 録 （ 車 両 ） 番 号	
運 転 禁 止 の 期 間	年 月 日 から 日間 年 月 日 まで
運 転 禁 止 の 理 由	

注1 何人も標章をはられた車両を運転することはできません。

2 何人もはり付けられた標章を破棄し、又は汚損してはならず、運転禁止の期間を経過した後でなければ取り除いてはいけません。（標章の取り除きについては、最寄りの警察署に連絡してください。）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

教示 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鳥取県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県公安委員会となります。）、提起することができます。

なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第8号(第16条関係)

鳥交指発第 号
年 月 日

鳥取県公安委員会 殿

鳥取県警察本部長

車両使用制限執行報告書

執行年月日時分	年 月 日 午前 時 分 午後
執行場所	
被処分者の氏名	
標章を貼付された車両の登録(車両)番号	
運転禁止の期間	年 月 日から (日間) 年 月 日まで
執行担当者の所属、階級及び氏名	
備考	
	整理番号

注 備考欄には、処分執行の際における特異動向等について記載すること。

様式第9号（第16条関係）

年 月 日

鳥取県公安委員会 殿

鳥取県警察本部長

車両使用制限執行不能報告書

次の者に対する処分の執行が不能であったので、当該使用制限書及び標章を添えて報告します。

整理番号	被処分者の氏名
(執行不能の理由)	
担当者	所属 階級 氏名

備考 執行不能の理由は具体的に記入し、転居先等についてはその所在地を記載する。

様式第10号（第17条第1項関係）

鳥公委発第 号
年 月 日

公安委員会 殿

鳥取県公安委員会 印

車両使用制限処分執行結果通知書

貴公安委員会から執行依頼があった車両の使用制限の処分結果は、次のとおりですので通知します。

処分執行依頼書の 年月日及び番号	第	年 月 日 号
被処分者	事業所名	
	所在地	
	使用者の氏名	
	登録(車両)番号	
処分執行年月日	年 月 日	処分不能
処分執行警察署	県	警察署
処分が不能であったときは その理由		
備 考		
	整理番号	

様式第 11 号 (第 18 条関係)

鳥公委発第 号
年 月 日

公安委員会 殿

鳥取県公安委員会 印

車両使用制限処分執行依頼書

下記の者に対する車両の使用制限命令に関する処分の執行を依頼します。

被処分者	車両の使用者の住所及び氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	
	登録 (車両) 番号	
執行依頼の理由		
添付資料	<input type="checkbox"/> 使用制限書 通 <input type="checkbox"/> 標章 通 <input type="checkbox"/> その他 ()	
		整理番号

様式第 12 号（第 19 条関係）

鳥公委発第 号
年 月 日

様

鳥取県公安委員会 函

車両使用制限標章除去申請に係る決定通知書

あなたから申請のあった車両の使用制限の標章除去申請について、当公安委員会は、次のとおり措置を決定したので通知します。

車両の使用制限を受けている者	
標章が付されている車両の登録（車両）番号	
決 定 事 項	1 上記車両に貼り付けられている標章を取り除く。 2 申請は、次の理由から容認しがたいので却下する。 ※理由
	整理番号

注 決定事項欄は、該当するものの数字を○で囲んだものとする。

教示 この処分について不服があるときは、鳥取県公安委員会に対して、処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求をすることができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県公安委員会となります。）、提起することができます。

なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第1号 (第6条関係)

様式第2号 (第7条第3号関係)

様式第3号 (第7条第4号関係)

様式第4号 (第9条第1項関係)

様式第5号 (第9条第2項関係)

様式第6号 (第14条第1項関係)

様式第7号 (第15条第1項関係)

様式第8号 (第16条関係)

様式第9号 (第16条関係)

様式第10号 (第17条第1項関係)

様式第11号 (第18条関係)

様式第12号 (第19条関係)